

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡						
大字	字	地番													
1	伊達		甲 2487	156	1	山林	0.8526	スギ	40	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考	
番号	所在		林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
	大字	字											
1	伊達		甲 2487	156	1	山林	0.8526	スギ	40	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。			
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

十日町市長 関口 芳史

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2487	156	1	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	林班 地番	小班		
1	伊達		甲 2487	156	1	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						

8					<p>れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>(2. 留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
9					
10					

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-12	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡						
大字	字	地番													
1	伊達		甲 1082	154	1	山林	0.2422	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	伊達		甲 2038	154	2	山林	0.1777	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3	伊達		甲 2098-1	154	5	山林	0.0460	スギ	43	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4	伊達		甲 2054-1	154	5	山林	0.5151	スギ	41	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5	伊達		甲 2065	154	5	山林	0.1021	スギ	104	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6	伊達		甲 2060	154	5	山林	0.7084	スギ	104	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7	伊達		甲 2058	154	5	山林	0.0309	スギ	49	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8	伊達		甲 2059-1	154	5	畠	0.6981	スギ	59	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9	伊達		丁 713-2	160	2	山林	0.1843	スギ	52	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考							
番号	所在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印							
	大字	字	地番																	
1	伊達		甲 1082	154	1	山林	0.2422	スギ	99	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。										
2	伊達		甲 2038	154	2	山林	0.1777	スギ	99											
3	伊達		甲 2098-1	154	5	山林	0.0460	スギ	43											
4	伊達		甲 2054-1	154	5	山林	0.5151	スギ	41											
5	伊達		甲 2065	154	5	山林	0.1021	スギ	104											
6	伊達		甲 2060	154	5	山林	0.7084	スギ	104											
7	伊達		甲 2058	154	5	山林	0.0309	スギ	49											
8	伊達		甲 2059-1	154	5	畠	0.6981	スギ	59											
9	伊達		丁 713-2	160	2	山林	0.1843	スギ	52											
10																				
この計画に同意する。																				
権利の設定を受ける市町村（乙）				住 所（同上）			十日町市長 関口 芳史													
権利を設定する森林の森林所有者（甲）				住 所（同上）																

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 1082	154	1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。
2	伊達		甲 2038	154	2	
3	伊達		甲 2098-1	154	5	
4	伊達		甲 2054-1	154	5	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
5	伊達		甲 2065	154	5	
6	伊達		甲 2060	154	5	
7	伊達		甲 2058	154	5	
8	伊達		甲 2059-1	154	5	
9	伊達		丁 713-2	160	2	
10						

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	地番	林班	小班	
1	伊達		甲 1082	154	1	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
2	伊達		甲 2038	154	2	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3	伊達		甲 2098-1	154	5	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
4	伊達		甲 2054-1	154	5	<p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p>
5	伊達		甲 2065	154	5	<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
6	伊達		甲 2060	154	5	
7	伊達		甲 2058	154	5	

8	伊達		甲 2059-1	154	5	れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
9	伊達		丁 713-2	160	2	(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
10						

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡						
大字	字	地番													
1	伊達		甲 1091	154	1	山林	0.1739	スギ	79	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	伊達		甲 1080	154	1	山林	0.1797	スギ	79	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3	伊達		甲 2015-1	154	2	山林	0.0284	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4	伊達		甲 2014-1	154	2	山林	0.0223	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5	伊達		甲 2014-3	154	2	山林	0.0146	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6	伊達		甲 2012-5	154	2	山林	0.0022	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7	伊達		甲 2012-1	154	2	山林	0.0301	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8	伊達		甲 2012-3	154	2	山林	0.0149	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9	伊達		甲 2012-4	154	2	山林	0.0041	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10	伊達		甲 2012-2	154	2	山林	0.0088	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
11	伊達		甲 1997-1	154	2	山林	0.6774	その他広葉樹	69	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
12	伊達		甲 1982	154	2	山林	0.1722	スギ	34	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

13	伊達		甲 2103	154	5	原野	0.0490	スギ	57	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
14	伊達		甲 2101	154	5	山林	0.0154	スギ	59	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
15	伊達		甲 2069	154	5	山林	0.0723	スギ	104	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
16	伊達		甲 2067	154	5	山林	0.0455	スギ	104	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
17	伊達		甲 2091-2	154	5	山林	0.1168	スギ	84	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
18	伊達		甲 1973	154	6	山林	0.0968	スギ	89	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
19	伊達		甲 1958	154	6	山林	0.0583	スギ	104	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考			
番号	所在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印			
	大字	字	地番													
1	伊達		甲 1091	154	1	山林	0.1739	スギ	79	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。						
2	伊達		甲 1080	154	1	山林	0.1797	スギ	79							
3	伊達		甲 2015-1	154	2	山林	0.0284	スギ	99							
4	伊達		甲 2014-1	154	2	山林	0.0223	スギ	99							
5	伊達		甲 2014-3	154	2	山林	0.0146	スギ	99							
6	伊達		甲 2012-5	154	2	山林	0.0022	スギ	99							
7	伊達		甲 2012-1	154	2	山林	0.0301	スギ	99							
8	伊達		甲 2012-3	154	2	山林	0.0149	スギ	99							

9	伊達		甲 2012-4	154	2	山林	0.0041	スギ	99	
10	伊達		甲 2012-2	154	2	山林	0.0088	スギ	99	
11	伊達		甲 1997-1	154	2	山林	0.6774	その他広葉樹	69	
12	伊達		甲 1982	154	2	山林	0.1722	スギ	34	
13	伊達		甲 2103	154	5	原野	0.0490	スギ	57	
14	伊達		甲 2101	154	5	山林	0.0154	スギ	59	
15	伊達		甲 2069	154	5	山林	0.0723	スギ	104	
16	伊達		甲 2067	154	5	山林	0.0455	スギ	104	
17	伊達		甲 2091-2	154	5	山林	0.1168	スギ	84	
18	伊達		甲 1973	154	6	山林	0.0968	スギ	89	
19	伊達		甲 1958	154	6	山林	0.0583	スギ	104	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

十日町市長 関口 芳史

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）

（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1） 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。
- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供す

るため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字				
1	伊達		甲 1091	154	1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。
2	伊達		甲 1080	154	1	
3	伊達		甲 2015-1	154	2	
4	伊達		甲 2014-1	154	2	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
5	伊達		甲 2014-3	154	2	
6	伊達		甲 2012-5	154	2	
7	伊達		甲 2012-1	154	2	
8	伊達		甲 2012-3	154	2	
9	伊達		甲 2012-4	154	2	
10	伊達		甲 2012-2	154	2	
11	伊達		甲 1997-1	154	2	
12	伊達		甲 1982	154	2	
13	伊達		甲 2103	154	5	
14	伊達		甲 2101	154	5	
15	伊達		甲 2069	154	5	
16	伊達		甲 2067	154	5	

17	伊達		甲 2091-2	154	5	
18	伊達		甲 1973	154	6	
19	伊達		甲 1958	154	6	

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	地番	林班	小班	
1	伊達		甲 1091	154	1	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
2	伊達		甲 1080	154	1	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3	伊達		甲 2015-1	154	2	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
4	伊達		甲 2014-1	154	2	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
5	伊達		甲 2014-3	154	2	<p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p>
6	伊達		甲 2012-5	154	2	<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
7	伊達		甲 2012-1	154	2	

8	伊達		甲 2012-3	154	2	れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
9	伊達		甲 2012-4	154	2	(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
10	伊達		甲 2012-2	154	2	
11	伊達		甲 1997-1	154	2	
12	伊達		甲 1982	154	2	
13	伊達		甲 2103	154	5	
14	伊達		甲 2101	154	5	
15	伊達		甲 2069	154	5	
16	伊達		甲 2067	154	5	

17	伊達		甲 2091-2	154	5	
18	伊達		甲 1973	154	6	
19	伊達		甲 1958	154	6	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-14	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡						
大字	字	地番													
1	伊達		甲 2278	154	7	山林	0.0716	スギ	84	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	伊達		甲 2308-3	155	2	山林	0.4211	スギ	84	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3	伊達		甲 2353	155	2	畠	0.1117	スギ	64	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4	伊達		甲 2410	155	5	山林	0.0921	スギ	84	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5	伊達		甲 2406	155	5	山林	0.4132	スギ	84	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考							
番号	所在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印							
	大字	字	地番																	
1	伊達		甲 2278	154	7	山林	0.0716	スギ	84	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。										
2	伊達		甲 2308-3	155	2	山林	0.4211	スギ	84											
3	伊達		甲 2353	155	2	畠	0.1117	スギ	64											
4	伊達		甲 2410	155	5	山林	0.0921	スギ	84											
5	伊達		甲 2406	155	5	山林	0.4132	スギ	84											
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
この計画に同意する。																				
権利の設定を受ける市町村（乙）				住 所（同上）				十日町市長 関口 芳史												
権利を設定する森林の森林所有者（甲）				住 所（同上）																

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2278	154	7	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。
2	伊達		甲 2308-3	155	2	
3	伊達		甲 2353	155	2	
4	伊達		甲 2410	155	5	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
5	伊達		甲 2406	155	5	
6						
7						
8						
9						
10						

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	地番	林班	小班	
1	伊達		甲 2278	154	7	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
2	伊達		甲 2308-3	155	2	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3	伊達		甲 2353	155	2	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
4	伊達		甲 2410	155	5	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p>
5	伊達		甲 2406	155	5	<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
6						
7						

8					<p>れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>(2. 留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
9					
10					

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在		林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
1	伊達		甲 2572	155	6	山林	0.3145	スギ	84	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
2									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考	
番号	所在		林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
	大字	字											
1	伊達		甲 2572	155	6	山林	0.3145	スギ	84	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。			
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	十日町市長 関口 芳史
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2572	155	6	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。
2						
3						
4						<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	林班 地番	小班		
1	伊達		甲 2572	155	6	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						

8					<p>れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>(2. 留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
9					
10					

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡						
大字	字	地番													
1	伊達		甲 2072	154	5	山林	0.2450	スギ	104	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	伊達		甲 2061	154	5	山林	0.3229	スギ	84	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3	伊達		甲 2062	154	5	原野	0.1380	スギ	54	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4	伊達		甲 1965	154	6	山林	0.1430	スギ	56	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5	伊達		甲 1962	154	6	山林	0.0202	スギ	79	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考							
番号	所在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印							
	大字	字	地番																	
1	伊達		甲 2072	154	5	山林	0.2450	スギ	104	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。										
2	伊達		甲 2061	154	5	山林	0.3229	スギ	84											
3	伊達		甲 2062	154	5	原野	0.1380	スギ	54											
4	伊達		甲 1965	154	6	山林	0.1430	スギ	56											
5	伊達		甲 1962	154	6	山林	0.0202	スギ	79											
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
この計画に同意する。																				
権利の設定を受ける市町村（乙）				住 所（同上）				十日町市長 関口 芳史												
権利を設定する森林の森林所有者（甲）				住 所（同上）																

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2072	154	5	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。
2	伊達		甲 2061	154	5	
3	伊達		甲 2062	154	5	
4	伊達		甲 1965	154	6	<p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
5	伊達		甲 1962	154	6	
6						
7						
8						
9						
10						

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	林班 地番	小班		
1	伊達		甲 2072	154	5	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
2	伊達		甲 2061	154	5	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3	伊達		甲 2062	154	5	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
4	伊達		甲 1965	154	6	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p>
5	伊達		甲 1962	154	6	<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
6						
7						

8					<p>れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>(2. 留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
9					
10					

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-17	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡						
大字	字	地番													
1	伊達		甲 2011-1	154	2	山林	0.0382	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	伊達		甲 2011-4	154	2	山林	0.0033	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3	伊達		甲 2011-5	154	2	山林	0.0332	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4	伊達		甲 1999-3	154	2	山林	0.2268	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5	伊達		甲 2111	154	5	山林	0.2136	スギ	57	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6	伊達		甲 2102	154	5	山林	0.0348	スギ	104	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7	伊達		甲 2100	154	5	山林	0.0940	スギ	114	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8	伊達		甲 2093-1	154	5	山林	0.0563	スギ	79	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9	伊達		甲 2099-2	154	5	畠	0.1182	スギ	69	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考				
番号	所在		林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印				
	大字	字														
1	伊達		甲 2011-1	154	2	山林	0.0382	スギ	99	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。						
2	伊達		甲 2011-4	154	2	山林	0.0033	スギ	99							
3	伊達		甲 2011-5	154	2	山林	0.0332	スギ	99							
4	伊達		甲 1999-3	154	2	山林	0.2268	スギ	99							
5	伊達		甲 2111	154	5	山林	0.2136	スギ	57							
6	伊達		甲 2102	154	5	山林	0.0348	スギ	104							
7	伊達		甲 2100	154	5	山林	0.0940	スギ	114							
8	伊達		甲 2093-1	154	5	山林	0.0563	スギ	79							
9	伊達		甲 2099-2	154	5	畠	0.1182	スギ	69							
10																

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

十日町市長 関口 芳史

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取るとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。
- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

番号	対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在		林班	小班		
	大字	字		地番		
1	伊達		甲 2011-1	154	2	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。
2	伊達		甲 2011-4	154	2	
3	伊達		甲 2011-5	154	2	
4	伊達		甲 1999-3	154	2	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
5	伊達		甲 2111	154	5	
6	伊達		甲 2102	154	5	
7	伊達		甲 2100	154	5	
8	伊達		甲 2093-1	154	5	
9	伊達		甲 2099-2	154	5	
10						

別添2

番号	対象森林			林班	小班	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在 大字	字	地番			
1	伊達		甲 2011-1	154	2	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
2	伊達		甲 2011-4	154	2	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3	伊達		甲 2011-5	154	2	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
4	伊達		甲 1999-3	154	2	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
5	伊達		甲 2111	154	5	<p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p>
6	伊達		甲 2102	154	5	<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
7	伊達		甲 2100	154	5	

8	伊達		甲 2093-1	154	5	れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
9	伊達		甲 2099-2	154	5	(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
10						

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-18	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在		林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡							
大字	字	地番													
1	伊達		甲 2853	158	2	山林	0.6095	スギ	84	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考	
番号	所在		林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
	大字	字											
1	伊達		甲 2853	158	2	山林	0.6095	スギ	84	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。			
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	十日町市長 関口 芳史
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2853	158	2	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	林班 地番	小班		
1	伊達		甲 2853	158	2	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						

8					<p>れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>(2. 留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
9					
10					

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-19	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在		林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
1	伊達		甲 2005	154	2	山林	0.1954	スギ	99	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。
2									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10									公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考	
番号	所在		林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	
	大字	字											
1	伊達		甲 2005	154	2	山林	0.1954	スギ	99	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。			
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上）	十日町市長 関口 芳史
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）	

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2005	154	2	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	林班 地番	小班		
1	伊達		甲 2005	154	2	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						

8					れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
9					(2. 留意事項) <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
10					

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集-20	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(名称) 十日町市長 関口 芳史				(所在地) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡						
大字	字	地番													
1	伊達		甲 2273	154	7	山林	0.1229	スギ	55	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照	(経営管理実施権が設定される場合) (時期) 収支確定後速やかに行う。 (相手方及び方法) 経営管理実施権者から甲の指定する口座に支払う。	
2	伊達		甲 2313	155	2	山林	0.2946	スギ	64	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
3										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
4										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
5										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
6										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
7										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
8										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
9										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
10										公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考			
番号	所在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印			
	大字	字	地番													
1	伊達		甲 2273	154	7	山林	0.1229	スギ	55	経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者がいる場合は別添3「経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者一覧表」に取りまとめる。						
2	伊達		甲 2313	155	2	山林	0.2946	スギ	64							
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

十日町市長 関口 芳史

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、甲の費用負担において甲が復旧し、復旧の方法および内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 甲は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ② 経営管理実施権者は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

- ③ 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、経営管理実施権者が復旧し、復旧の内容および方法は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所在		林班	小班		
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2273	154	7	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 経営管理実施権を定める場合は、経営管理実施権配分計画の定めるところによる。
2	伊達		甲 2313	155	2	
3						
4						<経営管理実施権が設定されない場合>
5						○ 乙は、存続期間中に間伐等を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
6						○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は既設道からの目視によって判断できる限りで行う。
7						
8						
9						
10						

別添2

番号	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
	所在 大字	字	林班 地番	小班		
1	伊達		甲 2273	154	7	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金の額から利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費及びその他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p>
2	伊達		甲 2313	155	2	<p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>
3						<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な新潟県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
4						<p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p>
5						<p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定さ</p>
6						
7						

8					<p>れた経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>(2. 留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
9					
10					